


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	田口 茂夫	
件名	東大和市中等度難聴児発達支援事業実施要綱の一部を改正する訓令について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>東京都中等度難聴児発達支援事業実施要領の改正に伴い、東大和市中等度難聴児発達支援事業実施要綱の見直しを行い、申請書様式の改正及び文言の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ① デジタル式補聴器に関する加算の追加、加算の追加に伴う第2号様式の改正をする。 ② 政令指定都市に住所を有する者の住民税所得割額の特例措置 ③ 寡婦（夫）控除のみなし適用 ④ 文言整理 <p>(2) 施行日</p> <p>決裁日とする。</p> <p>ただし、①は、平成30年4月1日</p> <p>②は、平成30年7月1日</p> <p>③は、平成30年9月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>適正に補聴器の給付を行うことができる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし。</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに改正の手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。